

年金を受けている方へ 《大切なご案内》

年金などの収入や所得額が基準額以下の方に、年金に上乗せして給付金が支給されます。

制度名

年金生活者支援給付金

要件

(1) 老齢基礎年金受給者

- ① 65歳以上で老齢基礎年金を受けている
- ② 請求者の世帯全員の市町村民税が非課税となっている
- ③ 前年の年金収入額とその他所得額の合計が
879,300円以下

(2) 障害基礎・遺族基礎年金受給者

- ① 障害基礎年金を受けている
- ② 前年所得が
「4,621,000円＋扶養親族の数×38万円」以下

請求方法

既に対象者に請求書が送付されています。
請求書が見当たらない方は、役場窓口にご相談願います。

問合せ先

新冠町町民生活課町民生活グループ社会係
TEL 0146-47-2112

～ 注意 ～
期限が過ぎると、一部の給付金がもらえなくなる可能性があります。